

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第廿一一条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十一一年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のよつて改訂し、平成十六年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成十六年 月 日

財務大臣 谷垣 穎一

輸入統計品目表第一七一〇・一一四号及び第一七一〇・一九号中

「 149 - - - - - その他のもの K L K G

「 150 - - - - - 軽油 K L K G

「 K L K G

144 - - - - - 政令で定める石油化学製品の製造  
に使用するもの K L K G

149 - - - - - その他のもの K L K G

- - - - - 軽油

151 - - - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使

用するもの K L K G

